

デリバティブ取引における取引制度の一部見直し等に伴う
当社関連諸規則の制定及び一部改正について

2018年6月11日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、当社関連諸規則の制定及び一部改正を行い、本年7月17日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表等を御覧ください。）。

今回の改正は、デリバティブ取引における取引制度の一部見直し等に伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

(備考)

1. 日経225先物取引及び日経平均オプション取引に係る限月取引の拡充

(1) 日経225先物取引 (Large取引)

- ・日経平均株価を対象とする指指数先物取引のうち Large 取引に係る限月取引を拡充し、次のとおり、最長8年の19限月取引制とします。
 - 6月、12月の限月取引：直近の16限月取引
 - 3月、9月の限月取引：直近の3限月取引

- ・業務規程第7条第2項第1号

(2) 日経平均オプション取引

- ・日経平均オプション取引のうち通常限月取引に係る限月取引を拡充し、次のとおり、最長8年の25限月取引制とします。
 - 6月、12月の限月取引：直近の16限月取引
 - 3月、9月の限月取引：直近の3限月取引
 - 上記以外の限月取引：直近の6限月取引

- ・業務規程第15条第2項第1号

2. 日経平均オプション取引における呼値の単位の見直し

- ・日経平均オプション取引の呼値の単位は、次のとおりプレミアムの水準に応じた単位とします。

- ・業務規程第26条第8項第5号

プレミアムの水準	呼値の単位
100 円以下	1 円
100 円超 1,000 円以下	5 円
1,000 円超	10 円

3. 英語様式の先物・オプション取引口座設定約諾書及び信用取引口座設定約諾書の導入

- 顧客が先物・オプション取引口座の設定時に取引参加者に差し入れる先物・オプション取引口座設定約諾書について、当社は英語様式も定めることとします。
- 当社が様式を定める信用取引口座設定約諾書についても同様の対応を行います。
- 顧客は、取引参加者が同意した場合には、英語様式を差し入れることができることとします。

4. 取引対象の廃止

- 当社の市場における市場デリバティブ取引の対象であるNifty 50を廃止することとします。

5. その他

- その他所要の改正を行うものとします。

- 受託契約準則第5条第2項及び第26条第3項

- 業務規程第5条等

III. 施行日

- 2018年7月17日から施行します。ただし、業務規程第7条第2項第1号a、業務規程第15条第2項第1号a及び業務規程第26条第8項第5号aの改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年7月17日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以上